

の項目について点検を実施すること。

- (3) 定期自主検査及び点検において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じること。

解説：

- 1 就業制限業務（労働安全衛生法施行令第20条）

機体重量が3トン以上のドラグショベル運転の業務に労働者を就かせるときは、車両系建設機械運転技能講習を修了した者を就かせる必要があります。

- 2 特別教育（労働安全衛生規則第36条）

機体重量が3トン未満のドラグショベル運転の業務に労働者を就かせるときは、特別教育を実施する必要があります。

第3節 共通作業基準

（受け入れ作業）

第42条 事業者は、産業廃棄物の受入作業をするときには、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 マニフェストの記載事項を確認し、記載洩れがないことを確認すること。
特に産業廃棄物の種類、数量、荷姿等受入れ及び保管上の要因を確認すること。
特別管理産業廃棄物の収集・運搬は分別収集が原則である。内容物を確認すること。
- 2 廃棄物の荷卸しによって、粉じんや有害ガスが発生するおそれのある時は、防じんマスク又は防毒マスクを着用させること。
- 3 異常反応による発熱や可燃性ガスの発生のおそれがある時は、温度を測定とともに有害ガスの濃度を測定させること。
- 4 作業によって廃棄物が発火する可能性がある場合には、消火用水の準備、又は消火器を設置すること。
- 5 作業は、フォークリフト、ショベルローダー等車両周辺の安全を確認しながら実施させること。
- 6 容器からの漏れや腐食がないか確認すること。
- 7 ドラム缶の場合には、過充填や過圧による膨らみや変形が認められた時は、圧抜きを実施させること。（圧抜きをするときには、液やガスの噴出を予想して、保護眼鏡、保護手袋、合羽等を着用して徐々に開栓すること。）

解説：

- 1 産業廃棄物の受入れ時、及び保管時の事故や災害を防止するためには、排出者がマニフェストに正確に記述することは勿論ですが、それを基に収集運搬業者、処理業者が確実に確認し適正に処理することが大事です。

- 2 万一、以上や事故が発生した場合には、本規程第59条により予め制定した緊急事態対応マニュアルに従って速やかに防護処置をとってください。
- 3 作業に当たっては、決められた保護具を確実に着用するとともに、日頃から手入れを行い、使用時に確実に機能が発揮するようにしなければなりません。

(保管作業)

第43条 事業者は、廃棄物保管施設で積替え、荷卸し、仕分け等の作業をする場合は次の事項を遵守しなければならない。

- 1 廃棄物の積替え、荷卸し時に、粉じんや有害ガスが発生する危険がある場合は、防じんマスク又は防毒マスクを着用させること。また、重量物を取り扱う場合は、腰部に負担を掛けない姿勢で行うこと。
- 2 高さが2mを超える廃棄物の積替え及び荷卸し作時については、はい作業主任者を選任し職務を遂行させること。また、1.5mを超える高さの物を取り扱う場合は、安全に昇降するための設備を設けること。
- 3 荷崩れ防止のために、荷姿と内容物で最高制限高さを定めること。
 - (1) ドラム缶、フレコンバッグ及びコンテナは、その形状に応じて段積みの段数を制限すること。
 - (2) 廃油等火災のあるものを収納したドラム缶は平積みとすること。
 - (3) 最高制限高さに線を引き管理すること。
- 4 はいの崩壊又は荷の落下の危険があるときは、一斗缶等の当該はいについて、ロープで縛り、くい止めを施し、はい替えを行う等危険を防止するための措置を講じること。
- 5 はい付け又ははいくずしの作業が行なわれている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下のおそれのあるところは、柵、ロープ等により関係者以外の作業者は立ち入らせないこと。
- 6 作業によって廃棄物が発火する危険性がある場合には、作業現場に消火用水の準備又は消火剤の配置を行うこと。

解説：

- 1 産業廃棄物の積替え、保管を行う場合は、法的（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）にも次のような制限があります。衛生面・環境面からも十分に配慮する必要があります。
 - (1) 保管
 - ア 保管は、積替えを行う場合を除き行なってはならないこと。
 - イ 見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨、その他、産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられてい

ること。

(2) 積替え

ア 周囲に囲いが設けられ、かつ産業廃棄物の積替えの場所であることが表示されている場所で行うこと。

イ 積替えの場所から産業廃棄物が飛散、流出、及び地下に浸透し、及び悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

ウ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。

2 産業廃棄物の積替え、保管を行う場所で多くの車両等が交錯する場合は、搬入車両等の制限を行うことも必要です。

3 労働安全衛生法に基づく危険物は、付属資料 6 に示す通りです。

4 消防法に基づく危険物は、付属資料 7 に示す通りです。

(重量物取扱作業)

第44条 事業者は、重量物の取扱作業においては、次の事項を遵守しなければならない。

1 取り扱う物の危険性や有害性について、事前に教育を行うこと。

2 取り扱う物の重量、形状等に適した装置、運搬器具等を使用すること。

3 人力で重量物を取り扱う場合は、所定の重量以下とし、腰部に負担のかからない作業姿勢で行うこと。かつ、次の事項について配慮すること。

(1) 複数の労働者で作業を行うときは、作業指揮者を配置すること。

(2) 作業前に準備体操を行うこと。

(3) 労働の負荷に応じて適切な休憩・休息をとること。

解説：

重量物を取り扱う場合は、単に重量制限のみを守るのではなく、取り扱い回数等作業密度を考慮し、適切な作業時間、人員の配置等に留意し、人力負担を低減し腰痛防止の観点より、次の事項に取り組んでください。

1 重量物取り扱い作業方法の改善

(1) 運搬作業への台車類の活用

(2) 処理物の土間置きの廃止

(3) 動力運搬機の活用

(4) チェーンブロック等の活用

(5) 搬送コンベヤー等の活用

2 重量物の取り扱い重量

(1) 18歳以上の男子作業者が人力のみにより取り扱う重量は、55kg以下にする。

- (2) 作業者が、常時人力のみにより取り扱う場合の重量は、男子作業者の場合体重のおおむね40%以下となるように努める。女子作業者の場合は、男子作業者の60%以下となるようにする。
- (3) 上記(1)及び(2)の重量を超える重量物を取り扱わせる場合には、2人以上で行う。
- 3 作業姿勢・動作
重量物を取り扱う時は、急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担をかけない姿勢で行う。
- 4 取り扱い時間
取り扱う物の重量、取り扱う頻度、運搬距離、運搬速度等作業の実態に応じ、小休止・休息をとる、また、他の軽作業と組み合わせる等により、作業者に過度の負担を掛けないようにする。

(高所作業)

- 第45条 事業者は、高所作業を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。
- 1 高さが2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。2m以下でも墜落のおそれがある場所を含む。）で取り付け、清掃、点検等の作業を行う場合において、墜落のおそれが有るときは、作業床及び昇降設備を設けること。
また、安全に作業を行うために必要な照度を確保すること。
 - 2 高さが2m以上の作業床の端、開口部には、墜落の防止のための囲い、手すり、覆い等を設けること。
 - 3 作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、安全帯を使用すること。また、安全帯を安全に取り付けられるための設備を設けること。
 - 4 作業床への昇降には、安全に昇降するための手すり付き階段、又ははしご等の設備を設けること。
 - 5 強風、大雨等悪天候により、危険が予想されるときは、労働者を従事させないこと。

解説：

- 1 高所作業床の囲い、手すり等の要件
 - (1) 上端までの高さを90cm以上とし、乗り越えによる墜落を防止すること。
 - (2) すり抜け防止のため中さんや金網等を設けること。
 - (3) 繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものは使用しないこと。
 - (4) 覆いは、開口部から容易にはずれない措置を講じること。
- 2 はしごの要件
 - (1) 滑り止め装置の取り付け等転位を防止する措置を行うこと。

- (2) 幅は30cm以上とすること。
- (3) 上端を60cm以上突出させること。

(はい作業)

第46条 事業者は、はい付け、はいくずし作業を行うときは次の事項を遵守しなければならない。

- 1 高さが2mを超えるはいの、はい付け、又は、はいくずしの作業については、はい作業主任者技能講習修了者を終了した者のうちから、はい作業主任者を選任し職務を遂行させること。なお、技能講習修了証を携帯させること。
- 2 床面から1.5mを超える高さのはいで作業をするときは、安全に昇降するための設備を設けること。
- 3 容器が袋、かます、又は俵である荷で構成される、高さが2m以上のはいについては、隣接するはいとの間隔を、はいの下端において10cm以上とすること。
- 4 はいくずし作業においては、中抜き等をさせないこと。
- 5 はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危害を及ぼすおそれのあるときははいをロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行う等当該危険を防止するための措置を講じること。
- 6 はい付け又はいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところは、柵、ロープ等を設置することにより、関係者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 7 はい付け又ははいくずしの作業を行う場所については、当該作業を行うため必要な照度を保持すること。
- 8 はいの上における作業を行うときは、墜落による危険を防止するため安全帽を着用させること。

解説：

- 1 はい作業主任者の行う業務（労働安全衛生規則第429条）
 - (1) 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
 - (2) 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
 - (3) 当該作業を行う箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
 - (4) はいくずしの作業を行うときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
 - (5) はいの昇降するための設備及び安全帽の使用状況を監視すること。
- 2 はい付け作業のポイント
 - (1) 荷積みの場所は、平坦な床面を選ぶこと。